

福生市特定教育・保育施設等に係る利用定員に関する協議実施要領

令和 4 年 2 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 35 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定により、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「事業者」という。）が利用定員の減少について市に届出を行う場合における事前の協議について、必要な事項を定めるものとする。

(定員減の協議対象施設)

第 2 条 事業者は、利用定員を減少させようとする日の属する年度の前年度の 4 月において市内の 3 歳児から 5 歳児までの児童に係る待機児童が生じておらず、かつ、自己の施設等において、利用定員を減少させようとする日の属する年度の前々年度及び前々々年度に係る利用者の平均数が協議をしようとする時点において適用されている特定教育・保育等に要する費用の額の算定に当たり適用されている特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年内閣府告示第 49 号）別表第 2 及び別表第 3 の定員区分の人数を下回っているときは、利用定員の減少について、市と協議することができる。

2 前項の利用者の平均数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとし、以下同様とする。

(協議方針)

第 3 条 事業者は、前条の規定による協議に当たっては、次に掲げる方針を遵守するものとする。

(1) 減少後の利用定員の数が、利用定員を減少させようとする日の属す

る年度の前々年度及び前々々年度に係る利用者の平均数を下回らないこと。

(2) 協議を行う年度に施設等を利用する児童について、特定教育・保育施設にあっては5歳児、特定地域型保育事業にあっては2歳児に達するまで、引き続き同一の施設等における進級が可能であること。

(3) 利用定員の減少は、原則として3歳児から5歳児までで行うものとすること。

(4) 0歳児から2歳児までの利用定員の減少は、前号の規定による利用定員の減少では実際の利用状況に即した定員区分にならず、かつ、0歳児から2歳児までの利用者数の定員が恒常に充足しない場合において行うこと。ただし、1歳児の利用定員については、維持し、又は増加するよう努めなければならない。

(協議の申込み)

第4条 事業者は、第2条の規定による協議を行おうとするときは、利用定員を減少させようとする日の属する年度の前年度の8月31日までに、福生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用定員減少協議書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 利用定員を減少させようとする日の属する年度の前年度及び前々年度に係る利用者数の各月の人数並びに当該利用者に係る年度の総数及びその平均数が分かる資料

(2) 利用定員を減少させようとする日の属する年度の前年度に係る4月から7月までの利用者の各月の人数が分かる資料

(3) 保育士の確保及び離職の防止に対する取組の実績及び当該取組に係る今後の計画

(検討)

第5条 市長は、前条に規定する協議の申込みがあったときは、第3条に規定

する協議方針に基づき協議を行うものとする。

- 2 市長は、子ども・子育て支援事業計画、出生数の状況、市内保育園全体の協議状況等を踏まえ、協議内容の可否について検討を行うものとする。
- 3 協議内容の可否については、市から事業者に連絡を行うものとする。

(届出)

第6条 事業者は、前条の規定による協議の結果、認可定員を変更せずに利用定員の減少を行うときは、福生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認等事務取扱要綱（平成27年要綱第35号）第5条の規定に基づき、利用定員の減少を行おうとする日の3か月前までに福生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用定員減少届出書（別記様式第6号。以下「利用定員減少届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 認可定員を引き下げて利用定員の減少を行うときは、利用定員の減少を行おうとする日の3か月前までに、利用定員減少届出書に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 特定教育・保育施設

ア 児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）第18条第2項の児童福祉施設内容変更届（別記第31号様式）

イ 保育所設置認可等事務取扱要綱（平成10年3月31日9福子推第1047号）職員の構成（第2号様式）

ウ 保育所設置認可等事務取扱要綱（平成10年3月31日9福子推第1047号）保育所認可申請概要（最終申請）（第11号様式）

エ 利用定員の減少を行った後の運営規程

オ 利用定員の減少を行った際の理事会、取締役会等の議事録の写し

(2) 特定地域型保育

ア 利用定員の減少を行った後の運営規程

イ 利用定員の減少を行った際の理事会、取締役会等の議事録の写し

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。